

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	橋本市 (30203)
地域名 (地域内農業集落名)	応其地域 (高野口町向島・名古屋・伏原・応其・小田)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

I 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	73	ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	9	ha
② 田の面積	51	ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	21	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	調査中	
⑤ 区域内において今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.1	ha
（参考）区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	14	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	8	ha
（備考）遊休農地等5ha		

注 1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5：（参考）の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

●後継者の目途が付いていない農地が点在している。
●集落、地域内に農業の担い手が不足している。
●住宅化が進むことでまとまった農地が減少しており、水利や進入路のない農地が増え、農業経営が困難になってきている。
●若手農家が地域内で相談できるベテラン農家が少ない。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

●農地中間管理事業の活用方針

- ・今後、農地を縮小する見込みであり、後継者の目途がつかない農地所有者は、できる限り農地中間管理事業を活用して農地を貸し付けていく。
- ・農地中間管理事業の制度を分かりやすく周知していく。
- ・貸出希望農地の状況を整理して、受け手が情報収集しやすいようにまとめる。
- ・地域ごとに「農業重点地域」をつくり、重点地域に対して農地中間管理事業を推進する。
- ・集落の農地利用は、地域計画に位置付けられた意欲的な農業者が優先的に担っていく。
また、新たな農業者や認定新規就農者の受入れも促進する。
- ・近隣住民が農地活用を希望する場合は貸付を促進する。
- ・地域内の優良農地はできる限り残していけるよう検討する。
- ・農業に興味のある近隣住民による農地の利活用を促進する。

●農業者連携

- ・今後も将来農業について話し合える場をつくる。
- ・地域内の農業者や土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。
- ・新規就農者の農業技術や園地管理技能を習得する機会を推奨し、農地を管理できる人材を増やす。
- ・地域のリーダーとなる農業者の育成を行う。
- ・農家同士でのグループ化を推進し、相談や作業の手助けなど、共に支え合う体制づくりを目指す。

●販売促進

- ・高野山麓精進野菜や白ごま栽培講習などに参加して、特産・ブランド化を行うことで小規模の農地でも高単価作物が栽培できるように勧める。
- ・地域ごとに特産品となる農作物を作り、所得向上につなげていく。

●農業者への支援

- ・橋本市農業振興条例に基づく補助事業を活用して農業者を支援する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域農業の担い手となる認定農業者や認定新規就農者を確保し、農地集積を図る。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	4.1	%	将来の目標とする集積率 10.0 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
農地中間管理事業を活用して農地集積・集約を図る。			

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、認定農業者や認定新規就農者などの担い手への集積を促進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
事業をわかりやすく周知し、活用を促す。
(3) 農地の有効活用への取組
農業振興条例を活用して、農地の効率化を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
担い手となる認定新規就農者を積極的に受入れるとともに熟練農業者との連携を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①国・県・市の補助制度を活用して鳥獣並びに病虫害の防除対策を推進する。

③県の補助事業を活用してスマート農業の導入を図り、農作業の省力化や効率化を高める。

⑤県の補助事業を活用して樹園地に園内道を整備するなど、農作業の効率化と安全性を高める。

⑦日本型直接支払制度などを活用して、地域の共同活動による保全・管理を行う。

⑩農業振興条例に基づく補助事業を活用して、農業生産の効率性を高めると共に販路拡大を図り収益拡大を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

別紙のとおり

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図 別添のとおり

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、
以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外に不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		露地野菜	3.3 ha	ha	露地野菜	3.3 ha	ha	5190	
認農		露地野菜、果樹類	4.1 ha	ha	露地野菜、果樹類	2.3 ha	ha	4700	
認農		露地野菜	0.8 ha	ha	露地野菜	1.7 ha	ha	1894	
認農		水稲、施設野菜、露地野菜、果樹類	2.2 ha	ha	水稲、施設野菜、露地野菜、果樹類	2.9 ha	ha	1447	
認農		露地野菜	1.9 ha	ha	露地野菜	3.2 ha	ha	4876	
認就		果樹類	2.0 ha	ha	果樹類	2.0 ha	ha	5396	
利用者			0.2 ha	ha		0.2 ha	ha	3198	
利用者			0.0 ha	ha		0.1 ha	ha	3227	
利用者			0.3 ha	ha		0.3 ha	ha	964	
利用者			0.1 ha	ha		0.1 ha	ha	616	
利用者			0.1 ha	ha		0.1 ha	ha	5446	
利用者			0.1 ha	ha		0.1 ha	ha	1526	
利用者			0.9 ha	ha		0.9 ha	ha	4436	
利用者			0.2 ha	ha		0.0 ha	ha	4409	
利用者			0.0 ha	ha		0.2 ha	ha	4409*	
利用者			0.1 ha	ha		0.0 ha	ha	4285	
利用者			0.0 ha	ha		0.1 ha	ha	4285*	
利用者			0.1 ha	ha		0.1 ha	ha		
利用者			0.7 ha	ha		0.0 ha	ha	5786	
利用者			0.0 ha	ha		0.7 ha	ha	5786*	
利用者		果樹類	ha	ha	果樹類	0.1 ha	ha	2246	
利用者			0.1 ha	ha		0.1 ha	ha	2323	
利用者			0.1 ha	ha		0.9 ha	ha	1615	
利用者			0.1 ha	ha		0.1 ha	ha	5881	
利用者			0.1 ha	ha		0.1 ha	ha	1568	
利用者			0.1 ha	ha		0.1 ha	ha	5249	
			ha	ha		ha	ha		
計	26経営体		17.6 ha	ha		19.7 ha	ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。